

平成29年中

# 三重の少年非行

ダイジェスト版【確定値】

**三重県警察本部**

# 用語の解説

少年 → 20歳未満の者をいう。

非行少年 → 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

・犯罪少年 → 犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者

・触法少年 → 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者

・ぐ犯少年 → 刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者

不良行為少年 → 非行少年に該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいう。

刑法犯少年 → 刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る刑法第211条の罪を除く。）を犯した犯罪少年及び触法少年をいう。

特別法犯少年 → 刑法以外の法令に違反する罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪以外の罪及び交通法令違反を除く。）を犯した犯罪少年及び触法少年をいう。

(注) 冊子中の表・グラフにおける構成比は小数第1位までの概数としてあるので、合計が100%にならない場合があります。

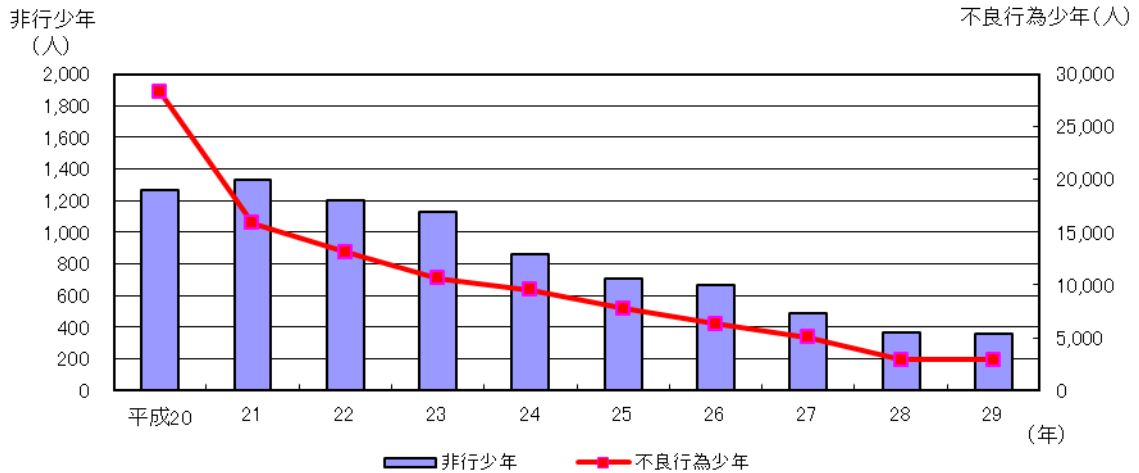
冊子の表中の空欄は、「0」です。

## 少年非行の概況

平成 29 年中に刑法や特別法に規定する罪を犯し、警察が検挙・補導した非行少年の総数は 357 人で、前年に比べ 11 人(3.0%)減少しました。

また、飲酒、喫煙などで補導した不良行為少年は 2,886 人で、前年に比べ 1 人(0.03%)減少しました。

### 【非行少年及び不良行為少年の 10 年間の推移】



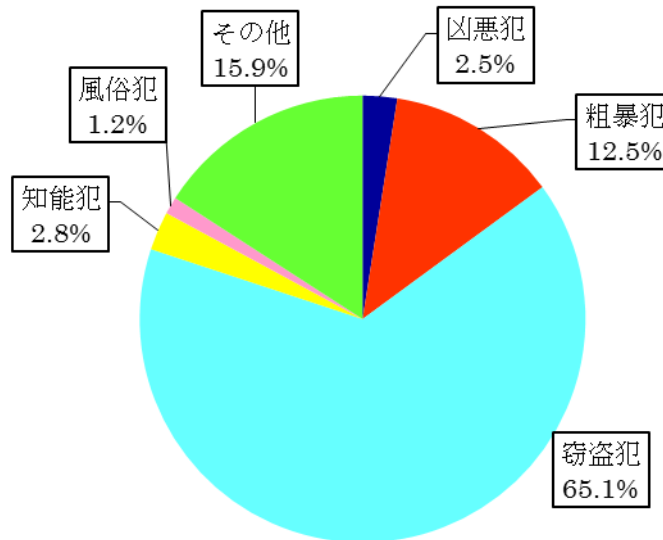
区分		年次										
		平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	犯 罪 少 年	1,047	1,039	973	927	741	593	570	388	294	248
		触 法 少 年	139	194	139	123	47	32	35	45	28	73
		小 計	1,186	1,233	1,112	1,050	788	625	605	433	322	321
	特 別 法 犯 少 年	犯 罪 少 年	68	71	84	61	58	74	62	53	45	35
		触 法 少 年	6	16	4	12	10	2	1	0	0	1
		小 計	74	87	88	73	68	76	63	53	45	36
	ぐ 犯 少 年		5	9	4	2	6	4	0	1	1	0
非 行 少 年 合 計		1,265	1,329	1,204	1,125	862	705	668	487	368	357	
不 良 行 為 少 年		28,271	15,874	13,147	10,627	9,548	7,747	6,305	5,061	2,887	2,886	

# 刑法犯少年

刑法犯には、殺人・強盗などの凶悪犯、暴行・傷害などの粗暴犯、万引き・オートバイ盗などの窃盗犯、詐欺・横領などの知能犯、強制わいせつなどの風俗犯、占有離脱物横領などのその他の刑法犯があります。

## 罪種別状況

罪種別では、窃盗犯が刑法犯全体の 65.1%を占めています。

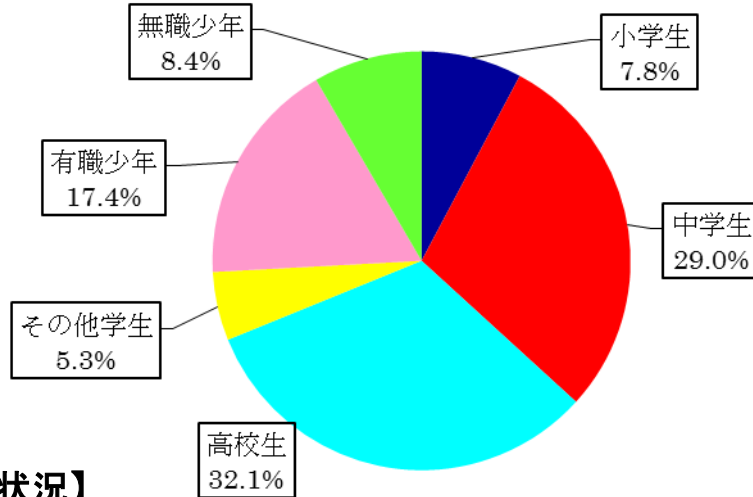


### 【罪種別状況】

年次		罪種別	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平成 29年			321	8	40	209	9	4	51
		構成比(%)	-	2.5	12.5	65.1	2.8	1.2	15.9
平成 28年			322	5	52	200	9	6	50
		構成比(%)	-	1.6	16.1	62.1	2.8	1.9	15.5
増減	人員		-1	3	-12	9	0	-2	1
	率 (%)		-0.3	60.0	-23.1	4.5	0.0	-33.3	2.0

## 学職別状況

学職別では、高校生が 32.1%、中学生が 29.0%で、合わせると全体の 61.1%を占めています。

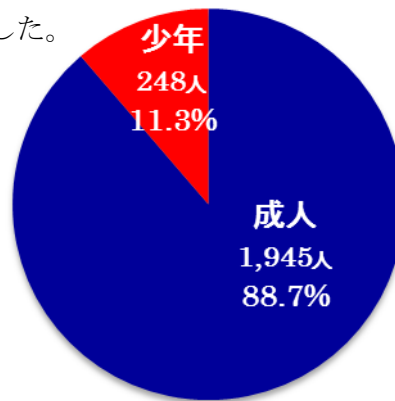


### 【学職別状況】

年次	学職別	総数	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年
				小学生	中学生	高校生	その他学生	小計		
平成 29 年		321		25	93	103	17	238	56	27
	構成比(%)	-		7.8	29.0	32.1	5.3	74.1	17.4	8.4
平成 28 年		322		5	89	127	11	232	57	33
	構成比(%)	-		1.6	27.6	39.4	3.4	72.0	17.7	10.2
増減	人員	-1		20	4	-24	6	6	-1	-6
	率(%)	-0.3		400.0	4.5	-18.9	54.5	2.6	-1.8	-18.2

## 全刑法犯検挙人員に占める刑法犯少年（犯罪少年）の割合

全刑法犯検挙人員（2,193 人）に占める刑法犯少年（ぐ犯少年を除く）の割合は 11.3%で、昨年に比べ 2.3 ポイント減少しました。



## 人口 1,000 人あたりの刑法犯少年（犯罪少年）検挙人員

### 【人口比】

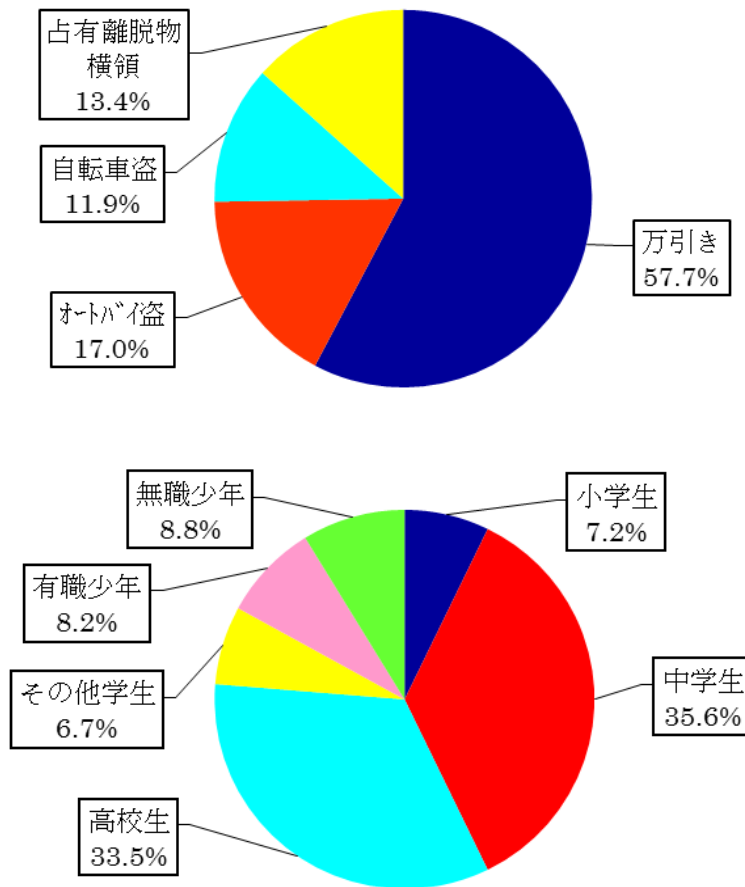
	刑法犯少年〔犯罪少年〕 (人)	人口比
三重県	248	2.3
全国	26,797	3.8

※ 人口比は、三重県は三重県戦略企画部統計課、全国は国立社会保障・人口問題研究所のデータに基づき計算したものの。

## 初発型非行の状況

初発型非行は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領（道路等に放置されている自転車などを自分のものにする。）をいい、動機が単純で、安易に行われやすい非行形態をいいます。これらで検挙・補導された少年が刑法犯少年全体の 60.4% を占めています。

初発型非行をきっかけに非行の程度が深まる危険性があり、少年を立ち直らせるためには、この段階で適切な指導を行うことが重要です。



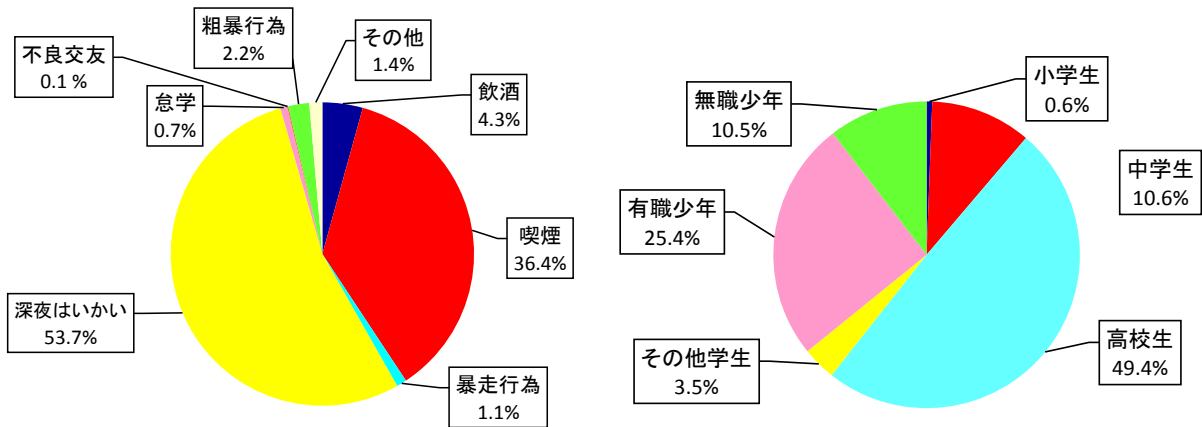
### 【初発型非行】

手口別	学職別	総数	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年	前年同期	増減数
			小学生	中学生	高校生	その他学生	小計				
万 引 き		112	12	40	32	3	87	13	12	66	46
オ ー ト バ イ 盗		33		18	11		29	1	3	39	-6
自 転 車 盗		23		3	13	4	20	1	2	41	-18
占 有 離 脱 物 横 領		26	2	8	9	6	25	1		24	2
計		194	14	69	65	13	161	16	17	170	24
前 年 同 期		170	1	51	78	10	140	12	18		
増 減 人 員		24	13	18	-13	3	21	4	-1		
増 減 率 (%)		14.1	1300.0	35.3	-16.7	30.0	15.0	33.3	-5.6		

# 不良行為少年

行為別にみると、喫煙と深夜はいかいで 90.1%を占めます。

これらの行為は、非行へつながる危険性があることから、警察ではボランティアの皆さんと協力するなど、街頭補導を通じて適切に指導する活動をしています。



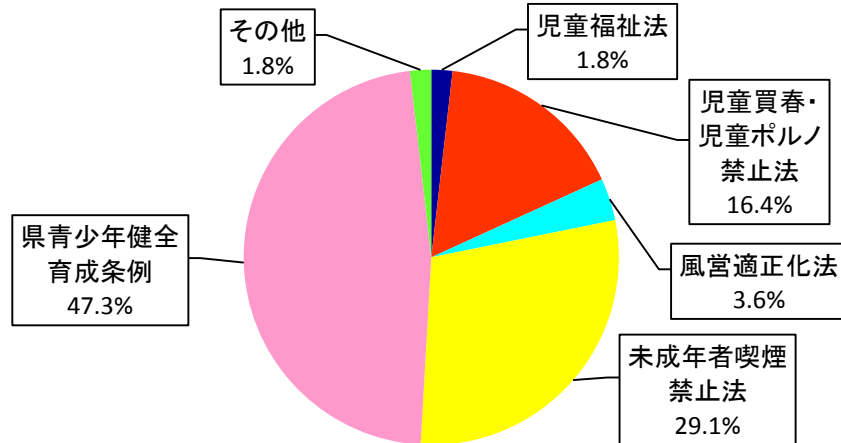
## 【不良行為少年】

行為別		年次	総数	飲酒	喫煙	暴走行為	深夜はいかい	怠学	不良交友	粗暴行為	その他
平成 29 年	総数	2,886	124	1,051	31	1,551	21	4	64	40	
	構成比 (%)	-	4.3	36.4	1.1	53.7	0.7	0.1	2.2	1.4	
平成 28 年	総数	2,887	67	1,160	20	1,532	13	11	43	41	
	構成比 (%)	-	2.3	40.2	0.7	53.1	0.5	0.4	1.5	1.4	
増減	人員	-1	57	-109	11	19	8	-7	21	-1	
	率 (%)	-0.03	85.1	-9.4	55.0	1.2	61.5	-63.6	48.8	-2.4	

学職別		年次	総数	未就学	児童・生徒・学生				有職少年	無職少年
					小学生	中学生	高校生	その他学生		
平成 29 年	総数	2,886	0	17	307	1,426	102	1,852	732	302
	構成比 (%)	-	0.0	0.6	10.6	49.4	3.5	64.2	25.4	10.5
平成 28 年	総数	2,887	0	34	329	1,385	85	1,833	729	325
	構成比 (%)	-	0.0	1.2	11.4	48.0	2.9	63.5	25.3	11.3
増減	人員	-1	0	-17	-22	41	17	19	3	-23
	率 (%)	-0.03	-	-50.0	-6.7	3.0	20.0	1.0	0.4	-7.1

# 福祉犯の被害少年

福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいいます。例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為等）、労働基準法違反（年少者の危険有害業務等）等が挙げられます。福祉犯による被害少年の総数は55人で、前年に比べて2人(3.8%)増加しました。



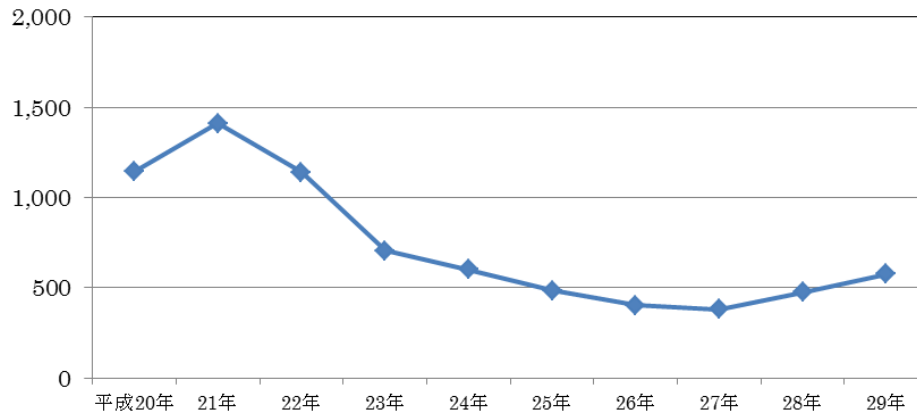
## 【福祉犯被害少年】

法令別		総数	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ禁止法	労働基準法	風営適正化法	未成年者喫煙禁止法	県青少年健全育成条例	その他
学職別	小学生	0							
	中学生	11	1	4			2	4	
	高校生	33		4		1	9	19	
	その他	1		1					
有職少年	9					4	3	1	
無職少年	1					1			
総数	55	1	9	0	2	16	26	1	
前年同期	53	2	13	0	0	17	21	0	
増減	人員	2	-1	-4	0	2	-1	5	1
	率(%)	3.8%	-50.0%	-30.8%	—	—	-5.9%	23.8%	—



# 少年相談状況

警察で受理した少年に関する相談の受理状況です。



	平成20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
受理件数	1,144	1,410	1,139	707	602	484	404	381	476	578